

補助事業評価シート

番号	52	章	施策29 清潔で美しいまちづくり
----	----	---	------------------

補助事業名	たばこ商業協同組合への事業助成	所管部課	総務部総務課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成要綱				
19年度決算額 補助率	1,000,000 円 3 / 4	補助対象団体(者)	新宿文京たばこ商業協同組合		
補助することで達成しようとしている区の目的	区民の日常生活に身近な課題の改善のためのよびかけを、たばこ商業協同組合が主体となって区内のたばこ小売店が行うことにより、区のたばこ販売者や喫煙者のマナーの向上を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	街の環境美化と喫煙者のマナー向上を図るため、たばこ商業協同組合を通じて、区内のたばこ小売店が行う環境美化活動事業に助成します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成金交付申請書 ・事業計画書 ・新宿文京たばこ商業協同組合会則 ・役員名簿	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成金実績報告書 ・事業報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(事業計画書により、補助金の目的とする取組内容を確認。)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(事業報告書により、予定していた成果を達成した内容を確認。)		
今後の課題	区が進める歩きたばこ禁止や限定した喫煙場所などが一層周知啓発できる方法を、たばこ商業協同組合と協議して進めていくことが必要です。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由 評価はBです。その理由は、区が進める環境美化や歩きたばこ禁止、ポイ捨て禁止などのマナー向上を、たばこ商業協同組合が主体となって区内のたばこ小売店が行うことで、区のたばこ販売者や喫煙者のマナーの意識向上に貢献したためです。</p> <p>区と補助対象者との役割分担 補助対象団体が清掃活動やマナーアップ事業を展開し、区がその一部経費を補助します。</p> <p>目標の設定 この補助金の目標設定は、区が進める環境美化活動を踏まえたもので適切です。</p> <p>代替手段・効率性 区が一部経費を補助し、喫煙者に身近なたばこ商業協同組合が事業展開することで効率的な事業実施ができます。</p> <p>目標の達成状況 この補助金を交付したことにより、区が進める環境美化や歩きたばこ禁止、ポイ捨て禁止などのマナー向上に寄与しました。</p>				
今後の改革方針	平成17年度から要綱を制定し、平成16年度までの用品配付から環境美化と喫煙者のマナー向上を図る事業助成に変更しました。更に平成19年度にはその助成方法を前金払いから概算払いに変更をしています。今後は実績や効果をみながらより一層の効果をえられるための事業内容を、たばこ商業協同組合とともに考えていきます。				